

薬生食輸発0714第1号
令和2年7月14日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産ほうれんそうのディルドリン(アルドリンを含む))

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和2年7月9日付け薬生食輸発0709第1号)により通知したところである。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知の別添1を下記のとおり、別添2の1を別紙1、別表8を別紙2、別表9を別紙3、別表10を別紙4のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願います。

記

別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	加工品にあつては、別途指示する加工企業のほうれんそう加工品に限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルピリホス	別表1の3によること。	クロルピリホス： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。

別途指示する加工企業のほうれんそう加工品に限る。	ディルドリン（アルドリンを含む） エンドリン	別表1の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	ディルドリン（アルドリンを含む）及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
--------------------------	---------------------------	-------------	--	--

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ほうれんそう及びその加工品（簡易な加工に限る。）	加工品にあつては、別途指示する加工企業のほうれんそう加工品に限る。	エンドリン クロルピリホス	別表1の3によること。	クロルピリホス： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 エンドリン： 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、エンドリンが検出されるおそれがあるため。
	別途指示する加工企業のほうれんそう加工品に限る。	エンドリン	別表1の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	エンドリンが検出されるおそれがあるため。

に改める。